

決 定

栃木県

債務者(破産者) 増 進

主 文

債務者増進 進について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。

よって、主文のとおり決定する。

なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー
1-21階 LM法律事務所
弁護士 柴田 祐之
- 2 債権届出期間 平成24年8月31日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日
平成24年10月2日午後1時30分
- 4 債権調査期日 平成24年10月2日午後1時30分

平成24年3月19日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁 判 官 木 村 匡 彦

これは正本である。

平成24年3月19日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 遠 田 加奈子

